

第6回アジアビューティエキスポ

出展申込書

第6回アジアビューティエキスポ事務局 行

裏面の出展規約を承諾し、下記の通り出展を申込みます。

年 月 日

出展 申込書	会社名	ふりがな	
		和文	(印)
		英文	
	担当者 部署 所在地	所属・役職	ふりがな
E-mail		氏名	
住所 〒			
※公式ホームページにリンクします。 会社URL. http://			
	TEL.	FAX.	
出展 申込 小間・ 出展料	(A) 1~4小間	1小間(9m ²)あたり	¥357,000(消費税込)×()小間= 円
	(B) 5~9小間	1小間(9m ²)あたり	¥336,000(消費税込)×()小間= 円
	(C) 10~19小間	1小間(9m ²)あたり	¥315,000(消費税込)×()小間= 円
	(D) 20~29小間	1小間(9m ²)あたり	¥294,000(消費税込)×()小間= 円
	※4小間の場合は、ご希望の小間タイプを以下の□内に☑をご記入ください。		
	<input type="checkbox"/> シングル(単列)	<input type="checkbox"/> ダブル(複列)	
			
	※6小間以上のシングル(単列)の小間タイプはお申込みできません。		
	※20小間以上お申込みの出展者は、展示会場内セミナー会場(200名規模)の1時間枠が無料で使用できます。		
出展 経緯	<p>本展示会は美容に関する総合的な情報・商品・技術を発信するトレードショーです。出展に関しましては、広く業界関係の方に、お呼びかけいたしますが、出展の可否につきましては、主催者にて流通方法等を確認の上、決定させていただきます。</p> <p>以下の□内に☑をご記入ください。</p> <p><input type="checkbox"/>新規出展 ※別紙「新規ご出展に関する確認書」と貴社の会社案内を同封の上、郵送にてお送り下さい。(全美商連ディーラーの推薦要)</p> <p><input type="checkbox"/>過去出展経験あり</p>		

※個人情報の取り扱いについて

ご記入いただいた個人情報は、本展示会に関するご案内・連絡に限り使用します。
ご本人の承諾がない限り第三者に開示いたしません。
ただし、出展者サービス提供の目的で機密保持契約を締結した業務委託先(事務局協力会社)に
預託することがあります。

■申込書送付先 / 第6回アジアビューティエキスポ事務局

〒101-8449 東京都千代田区神田錦町3-24 住友商事神保町ビル (株)ICSコンベンションデザイン内 TEL:03-3219-3539 FAX:03-3219-3628

※出展申込書及び裏面の出展規約は、コピーをとって保管下さい。

受付日		番号		備考	
-----	--	----	--	----	--

出展規約

●小間の転貸などの禁止

出展者は、自社の小間を主催者の承諾無しに転貸、売買、交換あるいは譲渡することはできません。

●共同出展の取扱い

2社以上の申込者が共同で出展する場合、1社が代表して申込み、共同出展する社名などを申込み時に主催者へ通知して下さい。

●出展物等の設置及び撤去

1.出展物等の会場への搬入と設置は、後日主催者より通知される時間内に行ってください。

2.会期中の出展物の搬入、移動、搬出の際は必ず出展者は主催者の承認を得た後、作業を行ってください。

3.小間内に出展物および装飾物等は、後日、主催者より通知される時間内に撤去して下さい。その時まで撤去されないものは出展者の費用で主催者により撤去いたします。

●展示場の使用

宣伝・営業活動はすべて展示小間内の中に限ります。各出展者は、宣伝活動のために小間近くの通路が混雑することがないように責任を持って下さい。また、出展者は他の小間に隣接している場所では、いかなる方法でも隣接する小間の妨害となる方法で自社の小間を建設しないことに同意するものとします。

隣接の小間から苦情が出た場合、主催者の展示会運営上の立場からみての小間の変更が必要であると考えられるときは当該小間の出展者はその変更に同意するものとします。装飾物などがいかなる場合も割り当てられた床の範囲を越えることはできません。主催者は、その音、操作方法、材料またはその他の理由から問題があると思われる展示物を制限し、また主催者の立場からみて、展示会の目的と両立しない展示物を禁止または撤去する権限を有するものとします。この権限は、人、物、行為、印刷物および主催者が問題があると考えられる性質のすべてのものに及びます。

上記の制限の適用、または撤去の場合、主催者は出展者に対しいかなる返金またはその他展示費用負担の責を負いません。

●出展物の管理と免責

主催者は、出展物の管理・保全について警備員を配置するなど事故防止に最善の注意をはらいますが、あらゆる原因から生ずる損失または損害についてその責任を負いません。

●損害賠償

出展者は、自己またはその代理人の不注意その他によって生じた会場設備・展示会の建造物・人身等に対する一切の損害についての責任を負うものとします。

●展示会の中止

主催者は、展示会が開催される土地建物が入場に不適当となった場合、または正当な天変地異・不可抗力原因により開催が妨害された場合は、その自身の判断によって会期を変更、もしくは開催を中止することがあります。主催者はこれによって生ずる損害、費用の増加、その他出展者に生じた不利益な事態については責任を負わないものとします。

●規約の遵守

出展者は、主催書が定める出展の手引き等一連の規約を本契約の一部とし、これを遵守することに同意するものとします。さらに、出展者は主催者の全ての規約を本展示会の利益保護のためと解釈し、その実行に協力するものとします。

●出展の変更または取り消し規定について

一度申し込まれた小間に対する変更または取り消しについては、全て文章にその理由を明記し、事務局の承認を得て下さい。申し込み受理後の取り消しについては以下の取り消し料を申し受けます。

- (1) 2009年10月30日以前: 取消小間数分の申込金相当
- (2) 2009年11月1日以降: 取消小間数分の出展料の全額